

小西隆経歴

岡山市立中央図書館所蔵小西家資料から、卒業証書・辞令書・感謝状等（092.8/12～092.8/94）と3通の履歴書（092.8/95-1～092.8/95-3）の事項をあわせて作成した（*印は履歴書、ほかは辞令書等から）

明治22年8月14日	上道郡三幡村大字江崎に生まれる*
明治41年3月28日	岡山県立岡山中学校を卒業する
明治42年4月1日	名古屋高等工業学校に入学する*
明治45年3月22日	名古屋高等工業学校（土木科）を卒業する
明治45年4月1日	岡山県より工手に任ぜられ、四級俸を給される
明治45年4月1日	岡山県より内務部第二課土木掛勤務を命ぜられる
大正2年4月14日	岡山県より小田川調査員（月俸5円）に任ぜられる
大正2年12月23日	岡山県より賞与2円（工手）を与えられる
大正2年12月23日	岡山県より賞与8円（小田川調査員）を与えられる
大正3年3月31日	岡山県より三級俸（工手）を給される
大正3年3月31日	岡山県より小田川調査員を免ぜられる
大正3年8月31日	岡山県より技手（月俸1円）に任じられる
大正3年8月31日	岡山県より内務部第二課土木掛勤務を命ぜられる
大正4年7月17日	岡山県より月俸5円を給される
大正4年7月17日	岡山県より内務部第二課土木掛勤務を命ぜられる
大正4年7月17日	岡山県より月俸30円を給される
大正4年11月13日	地方饗饌に関する事務委員（掛事務取扱）に任ぜられる
大正5年12月25日	岡山県より月俸37円（工手）を給される
大正5年12月25日	岡山県より月俸1円（土木技手）を給される
大正6年3月15日	岡山県訓令第61号をもって土木技手と改称され、月俸38円を給される*
大正7年6月30日	岡山県より月俸41円（土木技手）を給される
大正8年7月21日	岡山県より五級俸（土木技手）を給される
大正9年3月31日	岡山県より月俸10円（技手）を給される
大正9年8月17日	俸給令改正により県技手月俸20円となる*
大正9年9月30日	岡山県より月俸15円（技手）を給される
大正9年9月30日	岡山県訓令第45号により月俸78円（土木技手）となる*
大正9年9月30日	岡山県訓令第360号により土木技手が廃職となる*
大正9年9月30日	岡山県より道路技手兼土木技手に任ぜられ、五級俸給を給される
大正9年9月30日	岡山県より内務部土木課勤務を命ぜられる
大正10年7月29日	内務省道路改良会の道路職員講習第一部科目講習を修了する
大正10年8月14日	内務省道路改良会の道路職員講習第二部科目講習を修了する

大正 10 年 10 月 21 日	内閣より岡山県技師に任ぜられ、高等官七等に叙される
大正 10 年 10 月 21 日	内務省より年俸 600 円を下賜される
大正 10 年 10 月 21 日	岡山県より月俸 60 円を給される（道路技手土木技手）
大正 10 年 10 月 21 日	岡山県より内務部土木課勤務を命ぜられる
大正 10 年 11 月 21 日	宮内省より従七位に叙せられる
大正 11 年 6 月 30 日	岡山県より六級俸を給せられる（道路技手兼土木技手）
大正 11 年 10 月 30 日	内閣より道路技師兼土木技師に任ぜられ、高等官七等に叙される
大正 11 年 10 月 30 日	内閣より千葉県技師に任ぜられ、高等官七等に叙される
大正 11 年 10 月 30 日	内務省より年俸 600 円を下賜される＊
大正 11 年 10 月 30 日	千葉県より内務部土木課勤務を命ぜられる（千葉県技師）
大正 11 年 10 月 30 日	千葉県より内務部土木課勤務を命ぜられる（道路技師兼土木技師）
大正 11 年 10 月 30 日	千葉県より十二級俸（道路技師）を給される
大正 11 年 12 月 21 日	千葉県より賞与 100 円を与えられる
大正 12 年 12 月 22 日	岡山県より退職金 375 円を給される
大正 12 年 12 月 24 日	千葉県より賞与 315 円（道路技師）を与えられる
大正 12 年 12 月 26 日	内閣より高等官六等に叙せられる
大正 12 年 12 月 28 日	千葉県より震災復旧事務への勲励で賞与 100 円を与えられる
大正 13 年 4 月 29 日	宮内省より正七位に叙される
大正 13 年 6 月 30 日	千葉県より十一級俸（道路技師）を給される
大正 13 年 12 月 20 日	千葉県より賞与 270 円（道路技師）を給される
大正 14 年 3 月 5 日	内閣より地方道路技師兼土木技師を免ぜられる
大正 14 年 3 月 5 日	内閣より復興局技師に任ぜられ高等官六等に叙される
大正 14 年 3 月 5 日	内務省より七級俸を下賜される＊
大正 14 年 3 月 5 日	内務省より東京第四出張所勤務を命ぜられる
大正 15 年 3 月 25 日	内閣より高等官五等に叙される
大正 15 年 3 月 31 日	内務省より六級俸を下賜される＊
大正 15 年 5 月 15 日	宮内省より従六位に叙される
昭和 2 年 12 月 26 日	内務省より五級俸を下賜される＊
昭和 3 年 5 月 14 日	岡山県より岡山県上道郡三幡村濟世委員の囑託を解かれる
昭和 3 年 10 月 11 日	内閣より高等官四等に叙される
昭和 3 年 11 月 16 日	賞勲局より大礼記念章を授与される
昭和 3 年 12 月 15 日	宮内省より正六位に叙される
昭和 5 年 4 月 1 日	復興局官制廃止により廃官となる＊
昭和 5 年 7 月 26 日	恩給局より普通恩給年額 1134 円を支給される＊
昭和 5 年 10 月 26 日	熊本市より熊本市技師に任ぜられ、年俸 2300 円を給される
昭和 5 年 10 月 26 日	熊本市より熊本市土木課長に任ぜられる
昭和 6 年 2 月 23 日	熊本市より陸軍特別大演習事務委員工営係長に任ぜられる
昭和 6 年 3 月 20 日	内閣より都市計画熊本地方委員会幹事に任ぜられる

昭和 6 年 6 月 30 日	熊本市より年俸 2090 円を給される
昭和 8 年 5 月 31 日	熊本市より博覧会準備委員を命ぜられる
昭和 8 年 6 月 15 日	熊本市より年俸 2350 円を給される
昭和 9 年 3 月 1 日	新興熊本大博覧会協賛会より博覧会幹事を嘱託される
昭和 9 年 3 月 1 日	新興熊本大博覧会（会長熊本市長）より理事を嘱託される
昭和 9 年 6 月 5 日	新興熊本大博覧会より工営部長を嘱託される
昭和 9 年 6 月 21 日	賞勲局より帝都復興事業への尽力で銀杯 1 箇を授与される
昭和 10 年 6 月 5 日	熊本市より年俸 3000 円を給される
昭和 10 年 6 月 5 日	熊本市を依願退職する
昭和 10 年 6 月 10 日	岡山市より技師に任ぜられ、一級俸（当分月俸 230 円）を給される
昭和 10 年 6 月 10 日	岡山市より土木課長兼都市計画課長に任ぜられる
昭和 10 年 6 月 18 日	岡山市より吏員任用試験委員に任ぜられる
昭和 10 年 7 月 4 日	日本赤十字社岡山支部より岡山市委員部協賛委員を嘱託される
昭和 10 年 7 月 29 日	内務省より都市計画岡山地方委員会幹事に任ぜられる
昭和 10 年 8 月 8 日	熊本市より在職中の職務勉勵により 1500 円を給される
昭和 10 年 8 月 27 日	岡山市より工場係兼務を命ぜられる
昭和 10 年 11 月 5 日	岡山市より水道課兼務を命ぜられる
昭和 12 年 1 月 22 日	岡山市長より助役選定通知書を受け取る（翌日から在任）
昭和 12 年 2 月 1 日	北海道大博覧会（会長小樽市長）より顧問に推薦される
昭和 12 年 2 月 25 日	内務省より都市計画岡山地方委員会委員に任ぜられる
昭和 12 年 4 月 10 日	岡山県より岡山市選挙粛正委員会委員を嘱託される
昭和 12 年 6 月 15 日	帝国軍人後援会岡山支部会より副長を嘱託される
昭和 12 年 6 月 21 日	日本赤十字社より正社員に任ぜられる
昭和 12 年 7 月 16 日	岡山市より恤兵犒軍事務係長を命ぜられる
昭和 12 年 10 月 1 日	岡山市より戸籍兵事課長勤務演習応召中課長事務取扱を命ぜられる
昭和 12 年 11 月 5 日	岡山県より岡山市防空委員会委員を命ぜられる
昭和 12 年 12 月 6 日	岡山市長より国民精神総動員岡山市実行委員会委員を嘱託される
昭和 13 年 2 月 21 日	日本赤十字社より岡山支部岡山市委員副長を嘱託される
昭和 13 年 2 月 25 日	支那事変と産業博覧会より顧問を嘱託される
昭和 13 年 2 月 25 日	この日から 3 月 18 日まで市長職務の臨時代理をつとめる
昭和 13 年 4 月 7 日	海軍協会岡山市部会より岡山市分会副分会長を嘱託される
昭和 13 年 4 月 20 日	内閣統計局より昭和 13 年臨時労働統計実地調査への尽力に感謝状を贈られる
昭和 13 年 6 月 10 日	岡山市より市吏員任用試験委員長を命ぜられる
昭和 13 年 6 月 20 日	岡山市より戸籍兵事課長応召中課長事務取扱を命ぜられる
昭和 13 年 7 月 13 日	岡山市より市雇員試験委員長を命ぜられる
昭和 13 年 8 月 10 日	愛国婦人会岡山県支部より岡山市分会参与嘱託中の功労に感謝状を贈られる
昭和 13 年 8 月 17 日	岡山市助役を退任する
昭和 13 年 8 月 17 日	岡山市より在職満 3 年の退職給与金 750 円を給される

昭和 13 年 8 月 19 日	日本赤十字社社長より岡山支部岡山市委員副長の囑託を解かれる
昭和 13 年 8 月 19 日	日本赤十字社より岡山支部岡山市委員副長囑託中の尽力に感謝状を贈られる
昭和 13 年 10 月 3 日	この日下記の旅行で岡山西警察署へ出願した身分証明願の控えが残っている 行先：江蘇省上海・南京方面 目的：戦跡復旧工事及状況其他視察 日程：昭和 13 年 10 月 10 日～同年 11 月 10 日 経由地：長崎、上海
昭和 13 年 11 月 15 日	日本赤十字社総裁より木杯 1 箇を授与される
昭和 13 年 12 月 13 日	岡山市より在職中の職務勤勉により 3200 円を与えらえる
昭和 15 年 11 月 10 日	賞勲局より紀元二千六百年祝典記念章を授与される